

浜田市告示第 59 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、
駐車場使用料の公金事務を次の者に委託したので、同条第 2 項及び浜田市財
務規則（平成 17 年浜田市規則第 55 号）第 38 条の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 1 日

浜田市長 三 浦 大 紀

- 1 公金事務の委託を受けた者
所在地 浜田市浅井町 777 番地 35
名 称 一般社団法人浜田市観光協会
代表理事 櫛 山 陽 介

- 2 委託した公金事務に係る歳入等
駐車場使用料

- 3 指定をした日
令和 8 年 2 月 2 日

- 4 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで